

社会保険庁改革の在り方

～社会保険庁を廃止・解体し、国民の信頼を得ることのできる新組織を設立～

- 社会保険庁を廃止・解体し、平成20年10月、公的年金及び政管健保について、それぞれ新たな運営主体を設立。
- 公的年金の運営を担う新組織については、
 - ①名実ともに新たな国家行政組織として再出発する観点から、現在の「外局」ではなく、厚生労働省の「特別の機関」として「ねんきん事業機構(仮称)」を設立することとし、
 - ②外部人材の登用による「年金運営会議」及び「特別監査官」といった新しい構造・機能を備えるとともに、
 - ③1万人程度(常勤約3,500人、非常勤約6,300人)の人員削減、民間企業的な人事評価制度の導入、地方組織の抜本改革等の構造改革を行うほか、
 - ④年金受給者や年金保険料負担者等の意向を事業運営に反映させるため、「運営評議会」及び「地域運営評議会」を設ける。
- 今国会に組織改革法案を提出。(国民の信頼に足る新たな組織としての再出発を明らかにするため、厚生労働省設置法の一部改正ではなく、公的年金の業務運営の基本等とともに新組織の設置を定めた新たな単独立法とする。)

